

1 石垣市立大浜小学校いじめ防止基本方針

平成 30 年策定
令和 6 年 1 2 月改訂

いじめの定義

第 2 条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（以下省略）

いじめについては、起こった場所は学校の内外を問わない。「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、そうきに警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。それらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をすることが必要である。

具体的ないじめの態様については以下のようなものがある。

具体的ないじめの態様（例）

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれや集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- ・性的ないたづらをされる など

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。【いじめ防止対策推進法】

石垣市立大浜小学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめの問題克服に向けて取り組むために、いじめ防止対策推進法第 1 3 条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「大

浜小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

(2) 基本理念

いじめの防止等の対策は、いじめが全ての子どもにかかわる問題であることから、子どもが安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて子どもが十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

石垣市立大浜小学校は、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ防止等のための組織を中核として、校長のリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、学校の設置者とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進します。

2 本校のいじめの実態と課題について

(1) 本校のいじめに関する実態

- ①冷やかしやからかい、悪ふざけなどがいじめの要因トップ。
- ②仲間はずれ、無視、ひそひそ話などがみられる。

(2) 本校の課題

- ①低学年のうちから冗談交じりの冷やかしやからかい、物をかくすなど遊び半分で友達がいやがることをしていることがあるので、学校全体で人権の意識を高める必要があります。

3 いじめ問題への対応について

(1) いじめ防止等の対策のための組織

①校内いじめ対策委員会の役割

- ・未然防止の取り組み
- ・いじめの相談・通報を受け付ける窓口
- ・いじめの疑い、児童の問題行動にかかる情報の収集と記録。共有
- ・年間計画の作成・実行・検証・修正（PDCA サイクル）
- ・教職員の共通理解と意識啓発
- ・児童や保護者、地域への情報発信と意識啓発（HP 掲載、各行事や学校だよりなど

での周知)

- ・ 定期及び緊急アンケート・面談・聴取等の実施
- ・ いじめの認定
- ・ いじめの被害児童に対する支援、加害児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携など
- ・ 重大事態への対応

(2) いじめの判断

○ 「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立つ。	
○ いじめは、「心身の苦痛を感じているもの」と定義するが、多様な態様があることに鑑み、それだけに限定しない。 例① いじめられていても、本人がそれを否定する場合。 例② ネット上で悪口を書き込まれているが、本人が気づいてない場合。	左記の例に関しても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要。
○ けんかやふざけ合いであっても、いじめに該当するか否かを判断する。 (沖縄県いじめ防止基本方針(最終改定令和5年4月3日現在)を参考に)	見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の尊厳を尊重し、適切に対応する。
○ いじめの認知は、学校いじめ対策組織を活用して行う。	教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応

(3) いじめの防止(未然防止)のための取り組み

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体につくるとともに、「自分の大切さとともに、他人の大切さを認める」態度を育てるよう努めます。
・ 道徳教育や人権教育を充実させたり、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けたりすることで、子どもの社会性を育み、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努めます。
- ② 一人一人を大切にしたい分りやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進めます。
- ③ 子どもがいじめの問題について学び、子ども自らがいじめの防止を訴えるような取り組み(児童会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など)を推進します。
- ④ いじめにつながりやすい感情を押さえるために、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感を高められるよう努めます。
- ⑤ いじめの内容や指導上の留意点などについて、平素から教職員全員で共通の理解を図り、未然防止に取り組みます。
- ⑥ いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取り組みとなるよう改善に努めます。
- ⑦ パスワード付きサイトや SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)、携帯電

話を利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校におけるモラル教育の充実に努めます。

(4) いじめの早期発見のための取り組み

- ①休み時間や放課後の子どもの様子、日記等での子どもとの日常のやりとり、個人面談や家庭訪問を通して、アンテナを高く子どもたちを見守ります。
- ②ささいないじめに関する情報であっても学校の教職員全体で共有し、解消に向け、迅速に取り組みます。
- ③定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、子どもが日ごろからいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努めます。
- ④子どもや保護者、教職員が気軽に相談できるよう体制を整備し、保健室や相談室等の窓口について広く周知するよう努めます。

(5) いじめが起きたときの対応

- ①いじめと疑われる行為を発見した場合、**その場でその行為を止めさせます。**
- ②子どもや保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、ささいな兆候であっても、**丁寧に対応し、いじめられた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を確保**します。
- ③いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、**校内の「生徒指導部会」で直ちに情報を共有し、組織的に対応**します。
- ④速やかにいじめの事実の有無の確認をし、結果は、市教育委員会に報告し、**いじめられた子どもといじめた子どもそれぞれの保護者に連絡**します。
- ⑤犯罪行為を伴うもの等、学校や市教育委員会で解決が困難な場合には、所轄警察署と相談をして対応します。
- ⑥**いじめられた子ども又はその保護者へ**は次のような支援を行います。
 - ア **徹底して守ることや秘密を守る**ことを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどし、いじめられた子どもの安全を確保します。
 - イ **必要に応じ、いじめた子どもを別室で指導**することで、いじめられた子どもが落ち着いて教育を受けられるようにします。
 - ウ 状況に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察経験者等、外部専門家の協力を得て、取り組みます。
- ⑦**いじめた子どもとその保護者へ**は次のように指導・助言を行います。
 - ア 複数の教職員が連携し、必要に応じて外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、自らの行為の責任を自覚させるとともに再発を防止する。
 - イ 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行い当該児童生徒の立ち直りを支援する。
 - ウ いじめた子どもへは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行います。

エ いじめの背景にも目を向け、いじめた子どものプライバシーには十分に留意した対応を行います。

オ 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた子どもの健全な成長を促すことを目的に行います。

⑧いじめが起きた集団の子どもに対しては、自分の問題としてとらえさせるとともに、その中で同調していた子どもに対しては、同調はいじめに加担をすることであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てます。

⑨全ての児童生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

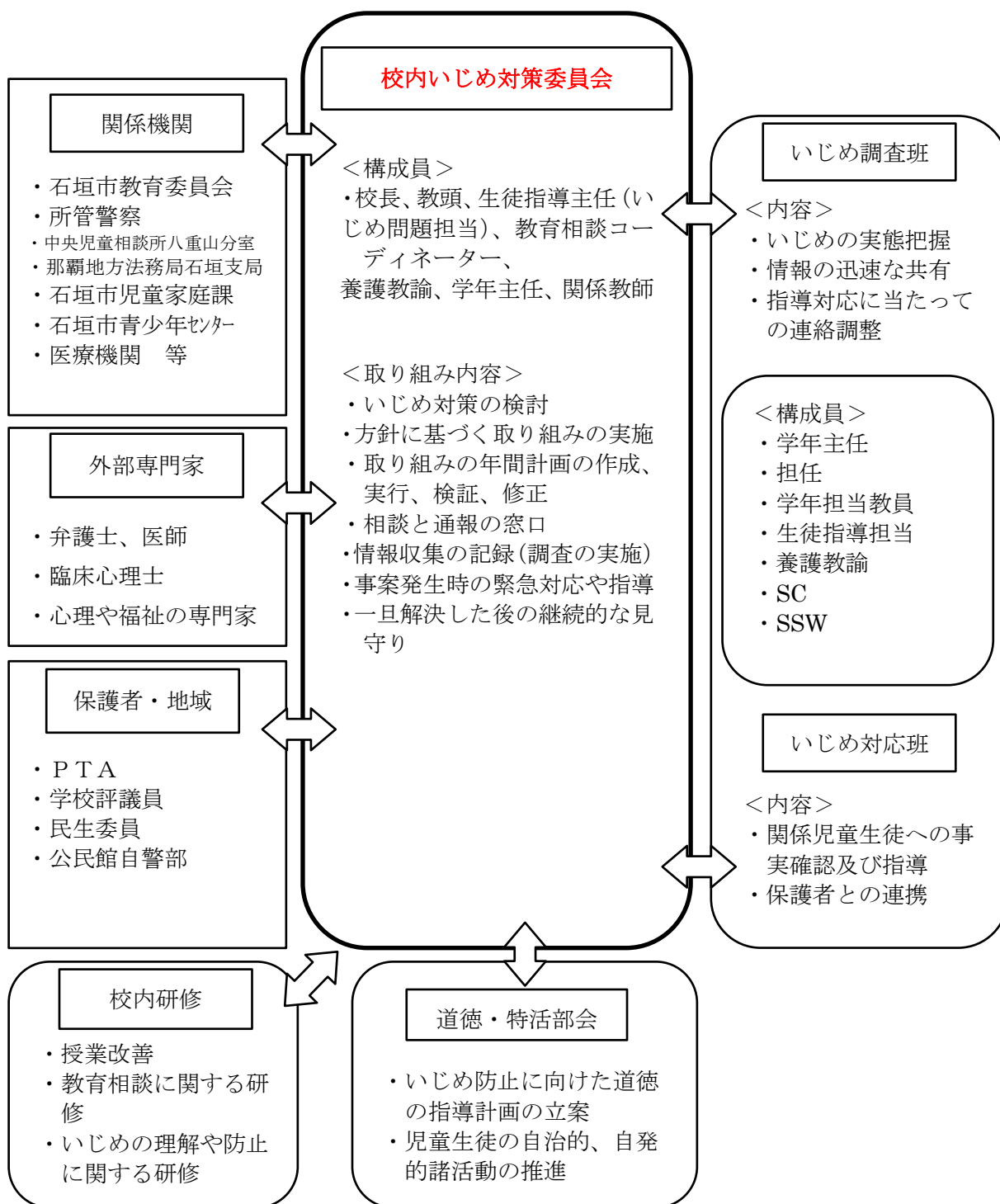
⑩謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの子どもとの関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守り続けます。

⑪ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める指導をします。

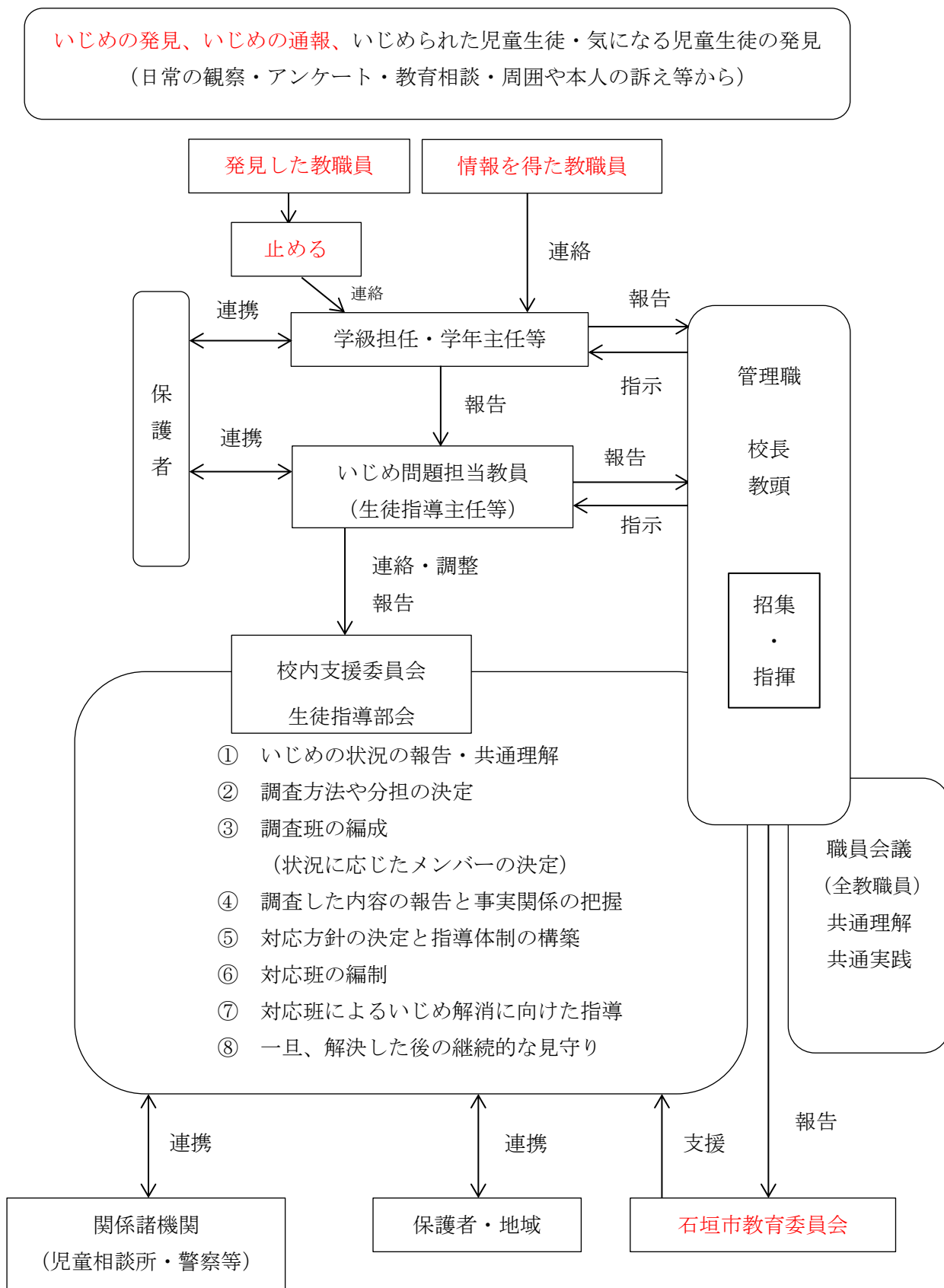
⑫ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取り組みについて周知します。

⑬いじめが一旦、解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続していきます。

(6) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織



(7) いじめが起こった場合の組織的対応の流れ



4 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

- ① 「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(
 - ② 「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを與儀なくされている疑いがあると認めるとき(年間30日を目安として、一定期間連続して欠席しているような場合)
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき」

重大事態の例

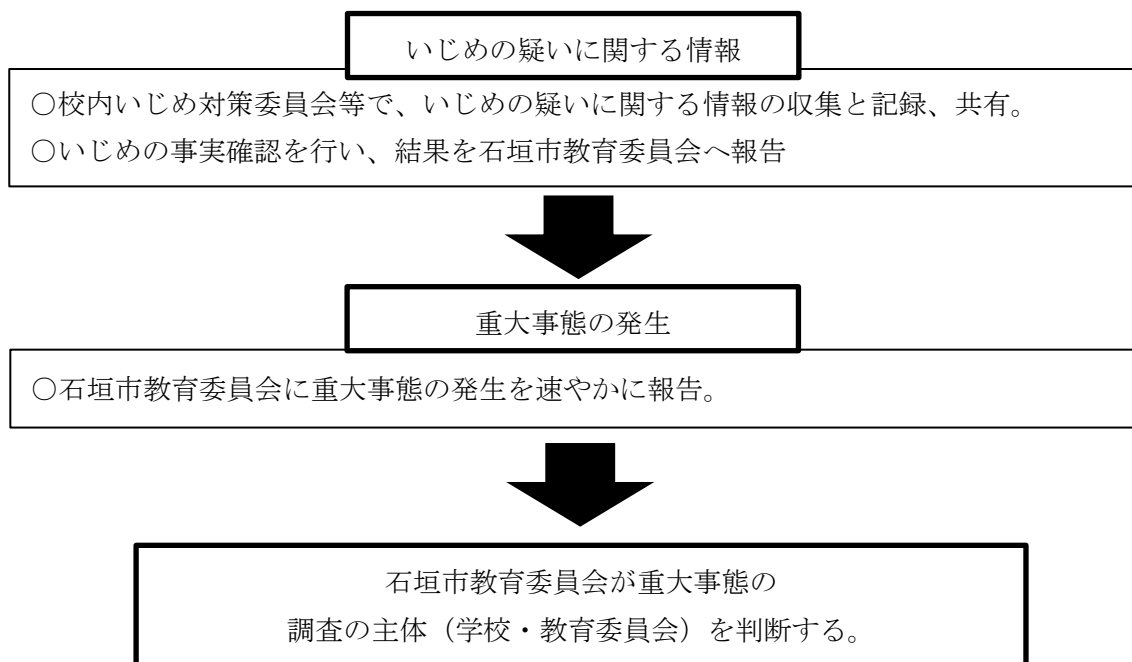
- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

※児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

(2) 重大事態の対応についての留意事項

- ①速やかに石垣市教育委員会に報告し、市教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たります。
- ②学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断します。当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会の開催を行います。
- ③事案によっては、マスコミの対応も考えられるので、対応の窓口を明確にして適切な対応に努めます。

(3) いじめ重大事態対応フロー図



【学校が調査主体の場合】・・・石垣市教育委員会の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる。

学校に重大事態の調査組織を設置（いじめ防止緊急対策委員会）

※組織の構成については、専門的知識を有している者、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または、特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保する。

※大浜小学校いじめ防止基本方針に基づく「校内いじめ対策委員会」を母体とする。

調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

① アンケート実施

※実施前に亡いようについて被害児童・被害保護者へ承諾を得る。

※アンケート対象は状況に合わせて決定（クラス、学年、部活動など）

② 面談実施

※教員、被害本人、加害本人、周囲の児童、部活動の児童など

※児童への面談は、毎回複数名で聴き取りを行う

いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供

① 被害児童・保護者への報告

② 石垣教育委員会委を通して首長への報告

※①の報告後、希望がある場合は被害児童、保護者の所見を記載した文章を添付する

【石垣市教育委員会が調査主体の場合】・・・石垣市教育委員会の指示のもと、必要な資料や情報を提供する。